

## 柳井市市民活動補償制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民活動中に事故が発生した場合に、柳井市市民活動補償制度（以下「補償制度」という。）によりこれを補償することで、市民が安心して市民活動に参加し、もって本市の市民参画と協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 おおむね5人以上（自治会においては、この限りでない。）の市民（市民活動に参加している市外居住者を含む。）により自主的に組織された非営利活動団体で、市内に活動の本拠地を有するものをいう。
- (2) 市民活動 市民活動団体が日本国内において行う活動で、本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的又は計画的な公益性のある無報酬（交通費等実費弁償程度のもを除く。）の活動で、おおむね別表第1に定めるものとする。ただし、自助的な活動、懇親のみを目的とした活動、政治、宗教又は営利を目的とする活動を除く。
- (3) 市民活動者 市民活動団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者若しくはこれに準ずる者又は市民活動の実施に伴いその運営に従事する者をいう。
- (4) 参加者 市民活動に直接的に参加する者（市外居住者を含む。）をいう。
- (5) 賠償補償対象者 市民活動団体及び市民活動者をいう。
- (6) 傷害補償対象者 市民活動者及び参加者をいう。

### (対象外とする活動)

第3条 前条第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる活動については、本補償制度の対象外とする。

- (1) 学校の管理下で行う、園児、児童及び生徒が行う活動
- (2) 山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時における活動
- (3) 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- (4) 森林ボランティア活動で野焼き・山焼きを行うもの

### (補償制度の保全及び限度)

第4条 市長は、本補償制度による補償を保全するため、保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社との間で保険契約を締結するものとし、本補償制度による補償は、当該保険契約の範囲内で行う。

### (補償期間)

第5条 本補償制度による補償の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (対象事故)

第6条 本補償制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が別

途加入している保険により補償される事故については、この限りでない。

- (1) 賠償責任事故 賠償補償対象者が市民活動中に他者の生命、身体又は財物に損害等を与え、法律上の賠償責任を負う事故
- (2) 傷害事故 傷害補償対象者が市民活動中（活動に参加するための所定の場所と自宅との通常の合理的な経路における往復中を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故により死亡し、又は負傷した場合において、別表第2に定める支給事由に該当する事故  
(適用除外)

第7条 前条第1号の規定にかかわらず、賠償責任事故のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補償制度による補償は適用されないものとする。

- (1) 賠償補償対象者の故意により発生した事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他の社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害による事故
- (4) 日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故
- (5) 賠償補償対象者と世帯を同じくする親族等に対する事故
- (6) 施設の新築、改築、修理、取壊し等の工事に起因する事故
- (7) 自動車若しくは動物の所有、使用又は管理に起因する事故
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第4条に規定する保険契約により定められた約款、特約事項等に定める事由によるもの

2 前条第2号の規定にかかわらず、傷害事故のうち、次の各号のいずれかに該当する場合は、本補償制度による補償は適用されないものとする。

- (1) 傷害補償対象者の故意により発生した事故
- (2) 戦争、テロ、暴動、騒じょう、労働争議その他の社会的騒乱による事故
- (3) 地震、噴火、洪水、津波等の自然災害による事故
- (4) 傷害補償対象者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為による事故
- (5) 傷害補償対象者の無資格運転、酒酔い運転又は麻薬等を使用しての運転による事故
- (6) 傷害補償対象者の脳疾患、疾病（熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒を除く。）又は心神喪失による事故
- (7) 傷害補償対象者の妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療処置による事故
- (8) けい部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等の他覚症状のないもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、第4条に規定する保険契約により定められた約款、特約事項等に定める事由によるもの

（賠償責任事故に係る補償金の種類及び限度額）

第8条 賠償責任事故において本補償制度により補償されるべき補償金の種類は、別表第3の

とおりとし、その額は次の各号に掲げる損害及び費用の額の合計額に相当する額とする。ただし、その額が同表に定める限度額を超える場合は、当該限度額とする。

- (1) 賠償補償対象者が法律上の賠償責任を負う損害に係る費用
- (2) 賠償補償対象者が損害の防止又は軽減のために支出した費用で、第4条の規定により保険契約を締結した保険会社（以下「保険会社」という。）が認めたもの
- (3) 賠償補償対象者が損害賠償責任の解決をするための訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で、保険会社が認めたもの
- (4) 賠償補償対象者が本補償制度の事務に協力するために支出した費用
- (5) その他第4条の規定により締結をした保険契約の約款、特約条項等で定める損害又は費用  
(傷害事故に係る補償金の種類、支給事由及び補償金額)

第9条 傷害事故において支給されるべき補償金の種類、支給事由及び補償金額は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 別表第2に定める補償金は、併給することができる。ただし、死亡補償金と後遺障害補償金を併給する場合にあっては、支給される補償金の額は、死亡補償金の補償金額を限度とする。

(事故発生報告及び事故審査通知)

第10条 本補償制度の適用を受けようとする賠償補償対象者及び傷害補償対象者（以下これらを「補償対象者」という。）は、賠償責任事故又は傷害事故（賠償責任事故及び傷害事故の同時発生を含む。）が発生したと思われるときは、柳井市市民活動補償制度事故報告書（別記第1号様式）に必要事項を記載し、事故発生の日から20日以内に市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告を受けた場合において、本補償制度の適用の可否について審査し、本補償制度の適用範囲内と判断したときは、速やかに保険会社に通知するものとする。

- 3 市長は、前項の審査の結果について、柳井市市民活動補償制度審査通知書（別記第2号様式）により補償対象者に通知するものとする。

(補償金の請求)

第11条 賠償責任事故の補償金の支給を受けようとする者は、損害賠償責任に係る訴訟、仲裁、和解、調停その他法律的な解決を終えた後に、保険会社に対し、当該補償金の請求に必要な書類を提出しなければならない。

- 2 傷害事故の補償金の支給を受けようとする者は、別表2に定める支給事由の充足が確定した後（その補償金の種類が入院補償金及び通院補償金にあっては、全ての治療が完了した後）に、保険会社に対し、当該補償金の請求に必要な書類を提出しなければならない。

(補償金の支給等に係る手続)

第12条 保険会社は、補償金を支払うときは、請求者が指定する金融機関の口座に振り込むものとし、当該請求者に対して支払通知書を送付するとともに、市長に対してもその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による手続が終了したことにより、市長は本補償制度に係る手続を完了するものとする。

(保険契約等の準用)

第13条 前各条に定めるもののほか、保険契約に関する事項については、保険契約に適用される約款、特約条項等を準用する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第10条関係）

柳井市市民活動補償制度 事故報告書

年 月 日

(宛先) 柳井市長

団体名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

市民活動中に事故が発生しましたので柳井市市民活動補償制度の適用を受けたく、次のとおり報告します。なお、市民活動補償制度適用の可否に関し、報告書記載の個人情報をも市が市民活動補償に関して契約を結ぶ保険会社に提供することに同意します。

事故の種類	<input type="checkbox"/> 賠償責任事故 <input type="checkbox"/> 傷害事故			
事故発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分			
行事名			参加者数	人
事故発生場所	所在地			
	施設名			
傷害事故 の状況	受傷者	ふりがな	生年月日	年 月 日
		氏名	性別	男・女
	未成年者の場合のみ 保護者氏名 ( )			
	住所	連絡先 ( )		
身体傷害 の状況	傷害の程度	死亡 後遺障害 入院( 日見込) 通院( 日見込)		
	傷害箇所			
	傷害の症状			
	医療機関	名称		
所在地		連絡先 ( )		

賠償責任事故	被害者	ふりがな		生年月日	年 月 日	
		氏名		性別	男・女	
		住所		連絡先 ( )		
	財物損壊 の状況	所有者	ふりがな		生年月日	年 月 日
			氏名		性別	男・女
		住所		連絡先 ( )		
		損壊財物名		損害額	円	
	加害者	ふりがな		生年月日	年 月 日	
		氏名		性別	男・女	
		住所		連絡先 ( )		
傷害事故・賠償責任事故共通	事故原因・詳細状況					
		(事故現場見取図)				
	特記事項					
届出警察署						
受理番号						

御中

この傷害事故・賠償責任事故は、市民活動中の事故と認め証明します。

年 月 日 柳井市長

添付書類

- (1) 事故報告に係る行事等主催団体の規約
- (2) 事故報告に係る行事等に関する事業計画書、実施要項等
- (3) その他市長が必要と認める書類

別表第1（第2条関係）

活動分野	活動の例
地域社会活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自治会活動（総会、役員会、広報の配布・回覧等）</li> <li>(2) コミュニティ活動（地区運動会、地区文化祭、地区夏祭り等）</li> <li>(3) 防犯活動（防犯パトロール等）</li> <li>(4) 防火・防災活動（防火・防災訓練等）</li> <li>(5) 交通安全活動（交通安全立哨、交通安全運動参加等）</li> <li>(6) 環境美化活動（花壇づくり、道路・河川・公園・排水溝その他公共施設の清掃・草刈り等）</li> <li>(7) 環境保全活動（リサイクル活動、自然保護活動等）</li> <li>(8) 健康増進活動（食生活改善活動、献血推進活動、住民健診の補助等）</li> </ul>
青少年健全育成活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子ども会・PTA活動</li> <li>(2) 非行防止パトロール</li> <li>(3) 不登校児教育</li> </ul>
社会福祉・社会奉仕活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 高齢者支援活動（家庭訪問、配食サービス等）</li> <li>(2) 障がい者支援活動（手話通訳、点訳、リーディングサービス等）</li> <li>(4) 子育て支援活動（託児ボランティア等）</li> <li>(5) 福祉施設等への慰問活動</li> <li>(6) 就労及び社会復帰のための援護等の活動</li> </ul>
社会教育活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ・レクリエーション活動（スポーツ教室、スポーツ大会、レクリエーション大会等。ただし、危険度の高いスポーツは除く。）</li> <li>(2) 文化活動（伝統文化の継承・振興、文化活動の普及・指導・研修・研究会等）</li> </ul>

別表第2（第6条、第9条関係）

補償金の種類	支給事由	補償金額 (1人当たり)
死亡補償金	傷害補償対象者が、傷害事故の発生した日から起算して180日以内に死亡した場合	5,000,000円
後遺障害補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として当該傷害事故の発生した日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合（その期間内に当該後遺障害の生ずることが確定しなかったときは、181日目における医師の診断により将来当該後遺障害の生ずべきことが推定された場合）	後遺障害の程度により、死亡補償金の3～100%
入院補償金 (手術補償金)	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため入院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限る。）	入院1日につき 3,000円 (手術補償金は、第4条により契約した保険契約に適用される約款に定める額)
通院補償金	傷害補償対象者が、傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障を来したため通院による治療を受けた場合（当該傷害事故の発生日から起算して180日以内の間に限るものとし、対象となる通院日数は90日を限度とする。）	通院1日につき 2,000円

別表第3（第8条関係）

補償金の種類	補償金支払限度額	
身体賠償	1人当たり限度額	100,000,000円
	1事故当たり限度額	300,000,000円
財物賠償	1事故当たり限度額	10,000,000円
受託物賠償	1事故当たり限度額	3,000,000円

第2号様式（第10条関係）

第 号  
年 月 日

柳井市市民活動補償制度 審査通知書

様

柳井市長



年 月 日付けで報告のあった事故について、下記のとおり決定しましたので、柳井市市民活動補償制度実施要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

審査結果

- 1 市民活動中の事故に該当し、柳井市市民活動補償制度の適用となります。
- 2 市民活動中の事故に該当しませんので、柳井市市民活動補償制度の適用にはなりません。

【適用にならない理由】